

ただいま会員募集中!

新津商工会議所のご案内

— ぜひご加入ください。 —

〒956-0864 新潟県新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号
TEL0250(22)0121 FAX0250(25)2332
Email:n-cci@fsinet.or.jp
URL http://www.niitsu.or.jp/

長引く不況の経営環境ですが、新津商工会議所の活力ある地域づくりは会員の皆様の参画が必要です。

会員組織による民間経済団体として多くの会員の声を集約し、意見要望活動を行ったり、各種相談を行ったり、会員企業さんのパートナーとしてお役に立ちたいと考えています。ぜひご加入ください。

又、お知り合いで、未加入の方がおいでしたら、ご加入を勧めていただくとともに事務局へご一報ください。職員が説明にお伺いいたします。(TEL 22-0121)

□ 入会資格

新津地域で、6ヶ月以上経営しておられる商工業者なら、法人、団体、個人事業主を問わず入会できます。

□ 年会費

一般会費算定基準により(1)資本金割(2)従業員数割(3)店舗面積割の合計額を基準としています。

- (例) 個人事業主 …… 従業員を雇用していない場合
→ 年会費 **5,000円**
法人 …… 従業員2人雇用、資本金300万円
→ 年会費 **15,000円**

【商工会議所会員の権利・特典】

1. 地域経済発展のため会議所の経営に直接参加できます。あなたの意見や提案が部会をとおして、会議所の意見として国や県、市の施策に大きく反映できます。
2. 金融・経営・労務・税務・記帳など各種相談が無料で受けられます。
3. 小規模企業の方は、無担保・無保証人の経営改善資金(マル経資金)を利用することができます。
4. 経営、技術強化のための専門家の派遣や特別な問題に対処するため弁護士、司法書士・税理士等専門家の斡旋が受けられます。(初回のみ無料)
5. 記帳代行などの事務代行が低廉な料金で受けられます。
6. 労働保険(労災保険・雇用保険)の事務代行が低廉な料金で受けられます。
7. 当所主催のパソコンセミナー・講演会などが会員料金で参加できます。
8. IT化推進事業が会員料金でご利用になれます。(インターネットプロバイダ・ホームページ作成・情報化個別相談)
9. 新津地域向け会報「にいつホットStation」(新津地域全域)をはじめ、会員向け会報「CCIEXPRESS」・会員季刊誌「インフォメーション」等各種情報資料が入手できます。
10. 各種共済制度に加入することができます。(さつき共済・火災共済・自動車共済・退職金共済・個人年金プラン・中小企業PL保険等)
11. 永年会員や永年勤続優良従業員は、会頭表彰が受けられます。
12. 当所会議室が会員料金でご利用できます。
13. チェンバーズカード(銀行系クレジットカードに会議所独自のサービスを付加)のご利用ができます。
14. 商工会議所カレンダー、各種パンフレット等配付が受けられます。
15. 会員名簿・商工名鑑に掲載され、全国の会議所、国内業界、官公庁、各機関などに配付され各地に紹介されます。

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度とは

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が、事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金といえるものです。

税制面で大きなメリットがあります

●掛金は…全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

●共済金は…退職所得扱い(一括受取)または、公的年金等の雑所得扱い(分割受取)

《共済金のお受取例》 ※掛金月額10,000円の場合

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共 済 事 由 等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	事業をやめたとき(個人事業主の死亡・会社等の解散を含む)
共済金B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	老齢給付。会社従業員の疾病、負傷又は死亡による退職。
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	会社従業員の退職又は任期満了による退職。配偶者、子への事業譲渡。その他。
解約手当金	掛金納付月数に応じて、掛金合計金額の80%~120%相当額が受け取れます。掛金納付月数が240ヶ月(20年)未満での受取額は掛金合計額を下回ります。					任意解約。その他。



加入できる方

- ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員。
- ・事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員。
- ・常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員。
- ・常時使用する従業員が20人以下であって農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員。

掛 金

- ・掛金月額は1,000円~70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。(半年払や年払もできます。)
- ・掛金は増額・減額ができます。(減額には一定の要件が必要です。)
- ・掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

お問い合わせ・お申し込みは 新津商工会議所

新潟市秋葉区新津本町3-1-7
TEL 22-0121
FAX 25-2332

小規模企業共済の資料を請求します。
(FAXまたはハガキで)

〒・住所

お名前

TEL